

専門分科会の新規加入に伴う、本学会理事、評議員 並びに委員等の選出について

新たに日本歯科医学会専門分科会への加入が承認された学会より、日本歯科医学会諸規則に基づき選出される本学会理事、評議員並びに委員等の取り扱いについては次のとおり規定したい。

【機関決定の流れ】

- 議事：専門分科会への加入に関する件（評議員会で可否決定）
- 議事：日本歯科医学会規則の一部改正（評議員会で議決）
- 議事：日本歯科医学会規則の一部を改正する規則（日歯代議員会で議決）
- 協議：日本歯科医学会委員会規程／常置委員会の委員数の決定（理事会決定）

1. 理事の指名

1) 就任の時期

学会新規加入に伴う、学会規則の一部改正の施行日を起点とし、当該分科会から理事指名書(通知)を受理した時点で、その理事を本学会理事として認める。

[対応の理由]

新たに日本歯科医学会専門分科会への加入が評議員会において承認されたことに伴い、学会規則の一部改正が評議員会及び日本歯科医師会代議員会において議決された。

その改正内容は次のとおり。

第8条第1項中「理事28名以内」を「理事30名以内」に改める。

第9条第3項第一号中「19名以内」を「21名以内」に改める。

第27条に次の二号を加える。

二十 日本臨床口腔病理学会

二十一 日本接着歯学会

これは、学会新規加入に伴う、理事の増員と専門分科会の追加を定めるものであり、施行日から当該分科会による理事指名の効力は発生する。

学会規則第9条第3項に規定される理事は、慣例では役員選挙が執行された評議員会において事前承認を受け、新執行部が発足した最初の評議員会で報告されている。学会規則の一部改正を踏まえ、慣例となっている事前承認の効力が、新規加入学会より指名のあった理事についても及ぶものと判断する。

[関連条文]

学会規則 第8条第1項 (改正条文)

学会に次の役員を置く。

理事 30名以内 (うち1名を学会会長、2名を学会副会長、および常任理事 13名とする。)

同 規則 第9条第3項 (改正条文)

学会会長および学会副会長を除く理事は、次の各号に規定する者をもって充てる。ただし、評議員会の承認を要する。

- 一 専門分科会が1名ずつ指名する者 21名以内
- 二 学会会長が指名する者 3名以内
- 三 日本歯科医師会会長が指名する者 3名以内

2) 任期

任期は学会会長の在任期間とし、専門分科会として加入を認められる日に始まる。

[関連条文]

学会規則 第9条第5項

学会役員の任期は2年とし選任された年の4月1日に始まる。

3) 評議員会への報告

理事就任後の最初の評議員会で報告する。

[対応の理由]

学会規則第9条第3項の解釈で「評議員会の承認」を第一義とした場合は、直近の評議員会まで新規加入学会からの指名理事を欠員のままとするか、臨時評議員会を開催し、理事の承認を取り付ける方法を取らねばならず、どちらも学会会務の運営上大きな支障を来すことになる。

[関連条文]

学会規則 第9条第3項 (改正条文)

学会会長および学会副会長を除く理事は、次の各号に規定する者をもって充てる。ただし、評議員会の承認を要する。

- 一 専門分科会が1名ずつ指名する者21名以内
- 二 学会会長が指名する者3名以内
- 三 日本歯科医師会会長が指名する者3名以内

2. 評議員の選出

1) 就任の時期

当該分科会から評議員の選出に関する文書を受理した時点で、評議員が選出されたものとする。

[関連条文]

学会規則 第15条第1項

評議員は、別に定める基準により選出する。

学会評議員選出基準 第2

評議員は、各専門分科会および日本歯科医師会会員の中から選出する。

2) 任 期

任期は学会会長の在任期間とし、専門分科会として加入を認められる日に始まる。

[関連条文]

学会規則 第15条第2項

評議員の任期は2年とし選任された年の4月1日に始まる。評議員に欠員を生じたときに補充した評議員の任期は前任者の残任期間とする。

3. 各種委員会委員の推薦（歯科学術用語委員会、学研究委員会）

■臨時理事会を開催し、日本歯科医学会委員会規程／常置委員会の委員数を決定する必要がある。

[関連条文]

学会委員会規程 第4条第1項

常置委員会の委員数は理事会の議を経て決める。

1) 就任の時期

当該分科会から標記委員会委員の推薦に関する文書を受理した時点で、委員が推薦されたものとする。

ただし、理事会の事後承認を必要とする。

[対応の理由]

標記委員会は21専門分科会の意見を集約する目的から各専門分科会より推薦された委員で構成されている特殊性を考慮すれば妥当な措置と考える。

[関連条文]

学会委員会規程 第4条第2項

委員は、理事会の議を経て学会会長が委嘱する。

2) 任 期

任期は学会会長の在任期間とし、専門分科会として加入を認められる日に始まる。

[関連条文]

□学会委員会規程 第4条第3項

委員の任期は、その委嘱を行った学会会長の在任期間とする。